

外国人の新規入国制限の見直しによる当館における査証(ビザ)申請について

2022年3月4日

在ロサンゼルス日本国総領事館

●3月以降、日本への外国人の新規入国制限が見直され、これまで「特段の事情」がある場合に限り新規入国を認めていましたが、「商用・就労等の短期間の滞在(3月以下)」及び「長期間の滞在(在留資格認定証明書所持者など)」を目的する外国人につきましては、日本国内に所在する受入責任者が、入国者健康確認システム(ERFS)における所定の申請を完了した場合には、新規入国を認めることとなりました。

●現在、米国人を含め外国人が日本へ入国するためには短期の滞在においても査証(ビザ)を取得する必要がありますが、上記措置により、当館に対する査証(ビザ)申請の希望が一時的に増加しております。つきましては、3月7日より、当面の間、これまでの予約制に代わり、予約不要で当館窓口に査証(ビザ)申請書類一式を投げ込み(いわゆるドロップオフ)することで申請できることといたします。これにより、これまでの郵送による申請も含め迅速な申請が可能となりますので、ご家族、ご友人等に紹介いただければ幸いです。

査証(ビザ)申請に係る詳しい案内は当館の専用ページ(英語)をご覧ください。

<https://www.la.us.emb-japan.go.jp/pdf/NewVisaCategoriesToBeAccepted.pdf>